

えがお 利用料金表

(医療保険)

【基本料金】

■正看護師・理学療法士・作業療法士の訪問

内 容	金 額			
訪問看護管理療養費 機能強化型訪問看護療養費 1	月初日	13,230 円/回	◆ 負担割合は保険の種類によって変わります。 (1割~3割)	
	月 2 日目以降	3,000 円/回		
訪問看護基本療養費 (I) 難病等及び特別訪問看護指示期間・特別管理加算の対象者 (回数制限なし)	週 3 日まで	5,550 円/回		
	週 4 日目以降	看護師 6,550 円/回 理学療法士・作業療法士 5,550 円/回		
訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者)	週 3 日まで	5,550 円/回		◆ 同一建物居住者 同一日に 2 人以上 訪問時の場合
	週 4 日目以降	6,550 円/回		
	週 3 日まで	2,780 円/回	◆ 同一建物居住者 同一日に 3 人訪問時の 場合	
	週 4 日目以降	3,280 円/回		
訪問看護基本療養費 (III) 外泊中の訪問看護		8,500 円/回	入院中に 1 回算定可 (特別な疾病等は 2 回)	
緩和ケア・褥瘡ケアに関わる専門の看護師と同一日に共同して訪問看護		12,850 円/回	1 人、月 1 回を限度。	

※自己負担は各種保険規定によります。(1割~3割)

【付加料金】

退院時共同指導加算	保険医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所中の者に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	8,000 円/回
特別管理指導加算	退院時共同指導加算の上乗せ加算 ※退院後、特別な管理が必要な者 (特別管理加算の対象者)	2,000 円/回
24 時間対応体制加算イ	契約者の同意のもとに、契約者又は家族等に対して、24 時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合	1 月につき 6,800 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1 月につき 2,500 円 又は 5,000 円

長時間訪問看護加算	1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合 ・特別管理加算・特別指示期間の対象者【1回/週まで】 ・15歳未満の〔準〕超重症児【3回/週まで】	1回につき 5,200円
複数名訪問看護加算	契約者の同意のもと、契約者の身体的理由により同時に2人の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合 ・看護師・准看護師と同行【1回/週まで】 ・看護補助者と訪問【3回/週まで】 ※特別な状態にある場合、回数制限なし	看護師 4,500円/回 准看護師 3,800円/回 看護補助者 3,000円/回
ターミナルケア療養費 1	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合	死亡月 25,000円
ターミナルケア療養費 2	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（施設側加算対象者場合：GH等）	死亡月 10,000円
緊急訪問看護加算	診療所又は在宅療養支援病院の医師の指示により、訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合	1回につき 14回目まで 2,650円 15回以降 2,000円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行い訪問看護を行った場合	月1回 2,500円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に訪問看護を行った場合	1回につき 2,100円
深夜訪問看護加算	深夜（22時～6時）に訪問看護を行った場合	1回につき 4,200円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合 ※難病等及び特別管理加算の対象者 ※特別管理加算算定者等の長時間指導対象の方	6,000円 又は、8,400円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を実施した場合 ※特別な管理を必要とする利用者	1日につき 1,300円 又は、1,800円
難病等複数回訪問加算	難病等、急性憎悪期、終末期等により、1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合	2回 4,500円 3回以上 8,000円
訪問看護情報提供療養費	契約者の同意のもと、訪問看護に関する情報を提供した場合 1.契約者の居住地の市町村等 2.義務教育諸学校・幼稚園・保育園（入園・転校等） 3.保険医療機関等	月1回 1,500円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	月1回 50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 区分1～区分18まで。	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にあり、計画を作成している場合 ※（Ⅱ）厚生労働省計算支援ツール使用し、（Ⅰ）による算定見込みだけでは満たない場合に区分算定	月1回 780円 区分18 月1回 500円